

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

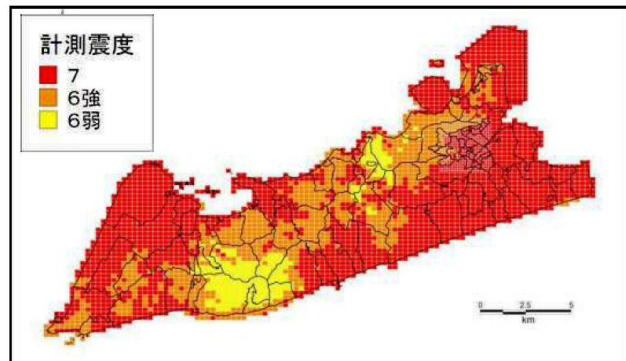
I. 現状

(1) 地域の災害リスク

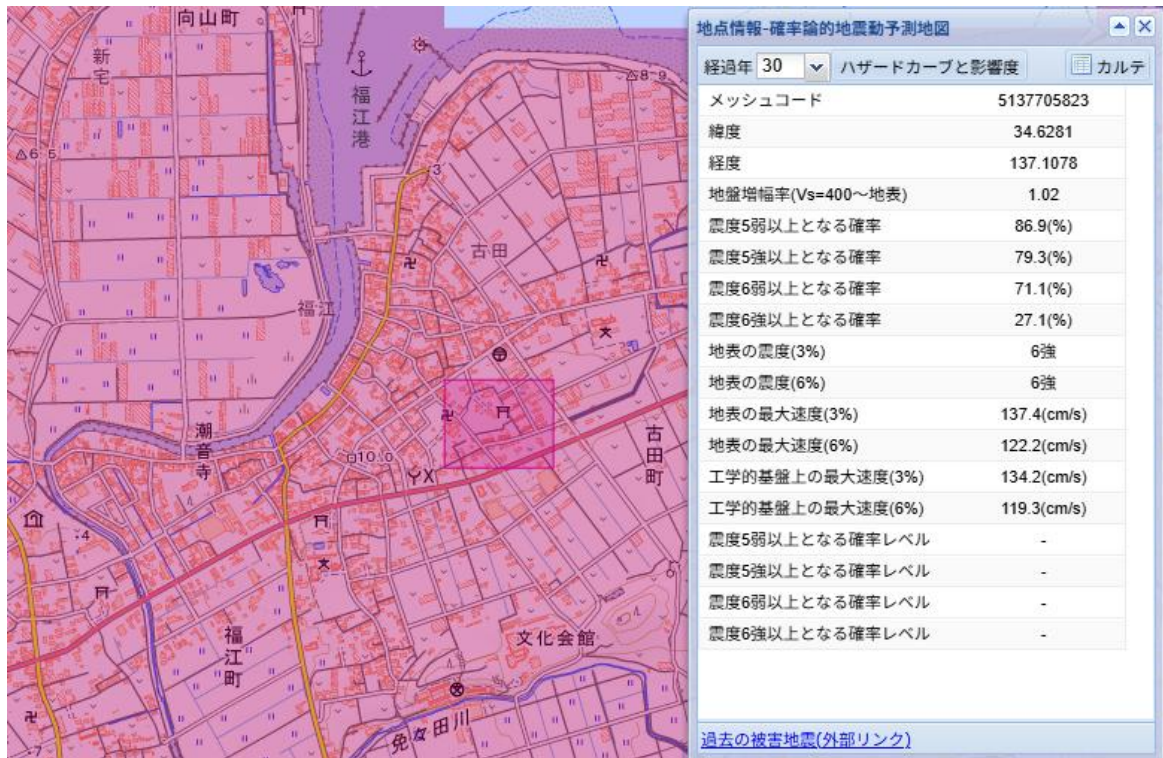
(地震：田原市地域防災計画)

田原市（以下「当市」とする）の地域防災計画によると、東海・東南海・南海地震における震度は、いずれのケースも市内のほとんどの地域で震度6弱以上の揺れになると想定されている。また、渥美商工会（以下「当商工会」とする）が管轄する区域では、伊良湖町、西山町、小中山町、中山町、福江町と大半の地域が震度7の揺れが想定される。

図1-1 陸側ケースと東側ケースの最大値



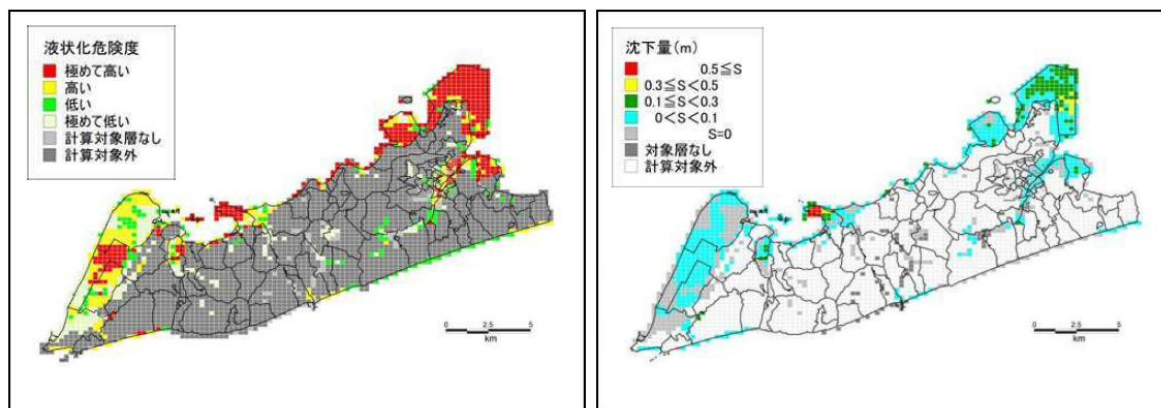
なお、地震ステーションの防災地図によると、当商工会の活動拠点となる事務所所在地の「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」は、71.1%であり、高い水準となっている（J-SHIS 2024年版 参照：下記の図）



(液状化：田原市地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、液状化危険度については、埋立地や砂州、川沿いの低地等において、液状化の危険度が高く、当商工会の管轄する区域では、西ノ浜から立馬崎までの広範囲で砂州が広がっており、そのエリアにある中山町、小中山町では液状化の危険度が高いと想定される。なお、想定される液状化に伴う沈下量は、概ね 10 cm 未満である。

図 1－2 液状化危険度(陸側ケースと東側ケースの最大値) 及び液状化に伴う沈下量(陸側ケース)



(津波：田原市地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査における想定される津波高さは、ケースによって異なるが、三河湾内ではおおむね 3～4m 程度であるが、遠州灘側では 10～20m であり、日出の石門付近では 21m にも達する地点があると予測されている。

また、沿岸に津波高 (+30 cm) の津波が到達する時間は、遠州灘(太平洋)側は発災後約 6 分で津波が押し寄せるが、三河湾側では発災後 30 分～1 時間以上経過してから到達すると想定される。

図 1－3 津波高(ケース①満潮水位 地殻変動量考慮)

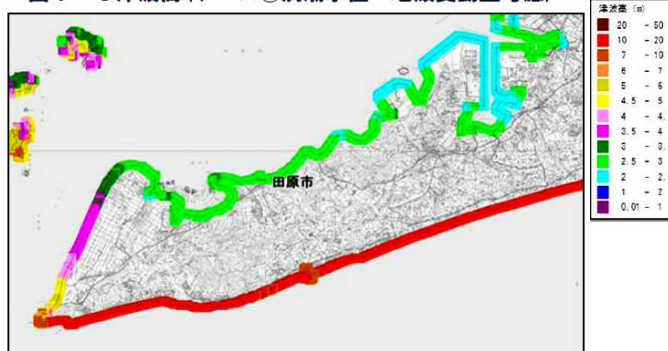
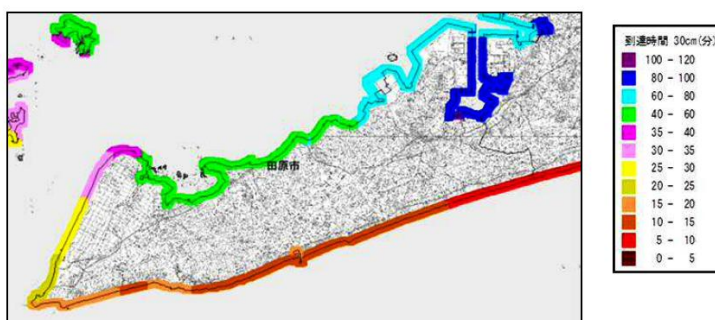


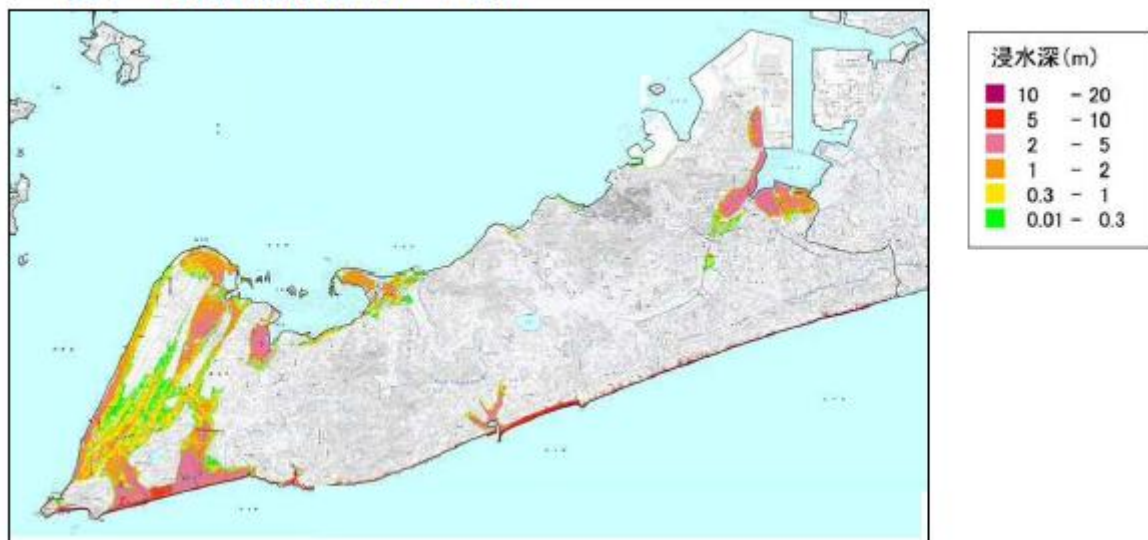
図 1－4 津波到達時間(ケース①津波高+30)



(浸水：田原市地域防災計画)

渥美半島西端の低平地では、広い範囲にわたって浸水する。1 cm以上浸水する面積は、最大で3,145haである。

図1－5最大浸水深(ケース①)



(感染症等)

新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した病原体側の要因（ウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるもので、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しい。そこで過去に世界で大流行したインフルエンザに係る、政府行動計画及び県行動計画の推計を参考とし、被害想定を行った。

《政府行動計画の想定》

- ・国人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計値の上限である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用。
 - 中等度を致死率※0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）
 - 重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）
- ・入院患者数、1日当たりの最大入院患者数、死亡者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計（注1）
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算（注2）

《県行動計画の想定》

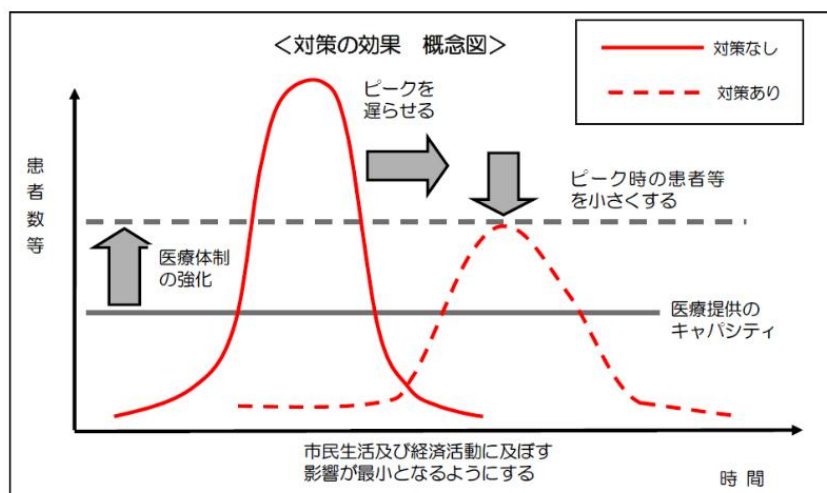
- ・国の想定した推計値を県人口（全国人口に占める県人口比約5.8%）に当てはめ、被害想定。

《市行動計画の想定》

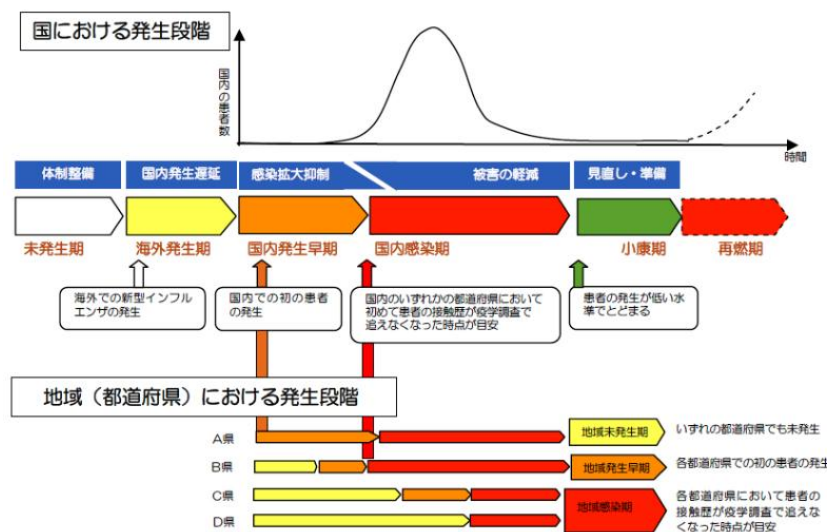
- ・県の想定した推計値を市人口（県人口に占める市人口比約0.87%）に当てはめ、被害想定。

≪ 新型インフルエンザ患者数の推計 ≫

	全 国		愛 知 県		田 原 市	
	1億 2,806 万人		741 万人		6.4 万人	
医療機関を受診する患者数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人		約 75 万人～約 145 万人		約 6,490 人～ 約 12,550 人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数 (上限) (注 1)	約 53 万人	約 200 万人	約 3.1 万人	約 11.6 万人	約 270 人	約 1,000 人
1 日最大入院 患者数 (注 2)	約 10.1 万 人	約 39.9 万人	約 6,000 人	約 2.3 万人	約 50 人	約 200 人
死亡者数 (上限)	約 17 万人	約 64 万人	約 1 万人	約 3.7 万人	約 90 人	約 320 人



地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



出典：田原市「田原市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 27 年 3 月）」

(2) 商工業者の状況

(令和6年3月31日現在)

産業分類	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
総数	645	535	
建設業	72	70	管内全域に分布している。
製造業	32	28	管内全域に分布している。
卸売業・小売業	233	174	管内全域に分布している。
飲食業・宿泊業	100	82	管内全域に分布している。
サービス業	120	106	伊良湖地区に集積している。
その他	88	75	管内全域に分布している。

出典：「令和3年経済センサス」

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・ 地域防災計画の策定
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、当市の地域防災計画を令和7年2月に改訂した。
- ・ 防災訓練の実施
総合防災訓練、津波防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策基本方針の策定、相談窓口の設置、衛生資材の配布、予防策の周知啓発など

② 当商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者向けBCPセミナーの開催
- ・ 事業者へのBCP・事業継続力強化計画の策定支援
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 田原市が実施する防災訓練への参加
- ・ ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒、検温、マスク着用、3密回避）

II. 課題

・ 災害リスクの認識とBCP策定の必要性

小規模事業者にとって、地震・水害・台風などの自然災害への意識が十分に浸透していないため、避難場所の確認、情報収集手段、連絡手段などが不足している。このため、災害リスクや事前対策の重要性を認識してもらい、BCPの策定を進める必要がある。

・ 地域との連携強化

自然災害時には、田原市や市内の商工会が密に連携し、小規模事業者の被害状況を把握し、早期の復旧を図るための取り組みが求められている。

・ BCPの実効性向上のためのアフターフォロー

BCPを策定した事業者に対して、計画がより実効的になるよう、経営指導員や専門家によるアフターフォローが必要とされる。

・ 防災対策に関する研修の必要性

防災対策に欠かせない保険や共済について適切な助言を行える職員が不足しているため、経営指

導員等の研修が求められている。

- ・ **新興感染症リスクへの対応**

新興感染症が広がることで、事業者が休業や営業停止を余儀なくされる可能性があるため、感染症リスクに対応した支援体制を整備する必要がある。

- ・ **商工会の業務継続策の確保**

災害や感染症の影響で商工会の事務所が使用できなくなった場合にも、代替手段を確保し、小規模事業者の支援業務の停滞を防ぐ必要がある。

Ⅲ. 目標

- ① 小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
(目標件数)
 - ・ 事業継続力強化支援に係る巡回窓口指導件数 年：10件
 - ・ B C P ・事業継続力強化計画策定セミナー 年：1回
 - ・ B C P ・事業継続力強化計画策定支援事業者数 年：4事業者数
 - ・ B C P ・事業継続力強化計画策定事業者数 年：2事業者数
- ② 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年12月1日～令和12年11月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和7年2月改定した「田原市地域防災計画」、平成27年3月策定した「田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう本計画との整合性を整理する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

1. 災害リスクの理解と対策周知

- 巡回経営指導においてハザードマップを活用し、事業所立地における自然災害リスクや、そのリスクを軽減するための具体的な対策（事業休業への備えや水災補償等の損害保険加入など）を説明する。
- 会報、市広報、ホームページ、メールマガジン等で、国の施策や災害リスク対策の重要性、損害保険や共済の概要、BCP（事業継続計画）に取り組む事業者事例などを紹介する。

2. BCP策定と訓練支援

- 小規模事業者に BCP（簡易なものも含む）策定の促進を行い、リスク対策の実効性を高める。また、効果的な訓練や実践的なアドバイスも提供する。
- 専門家や中小企業基盤整備機構のアドバイザーを招き、BCP の普及啓発セミナーを開催し、行政の支援策や損害保険について紹介する。

3. 感染症対策の周知と支援

- 新型感染症が発生する可能性に備え、事業者に最新かつ正確な情報の入手と冷静な対応の重要性を周知する。
- 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策を周知し、マスクや消毒液の備蓄、換気設備の設置、IT やテレワーク環境の整備支援についての情報提供も行う。

これらの施策を通じて、小規模事業者が災害や感染症のリスクに対する備えを強化できるよう支援する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

〔作成予定日〕 令和7年12月31日

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会と協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社、並びに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携して専門家の派遣を依頼し、当商工会地区内の小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナーやBCP作成支援、及び損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介などを実施する。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部の事業継続力強化計画策定支援（無料窓口相談、アドバイザー無料派遣等）の取組の紹介を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- （仮称）田原市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議をする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、田原市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかに被害状況を把握し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

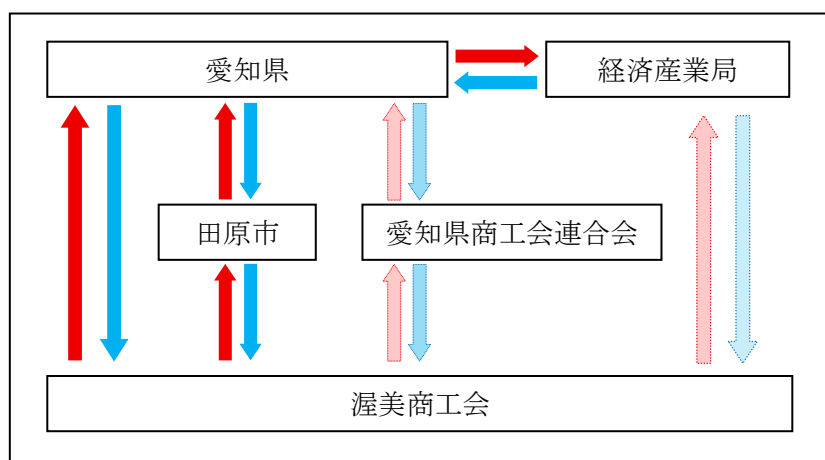
発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、愛知県の指定する方法にて当会又は当市より愛知県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を愛知県の指定する方法にて当会又は当市より愛知県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策地の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、田原市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛知県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

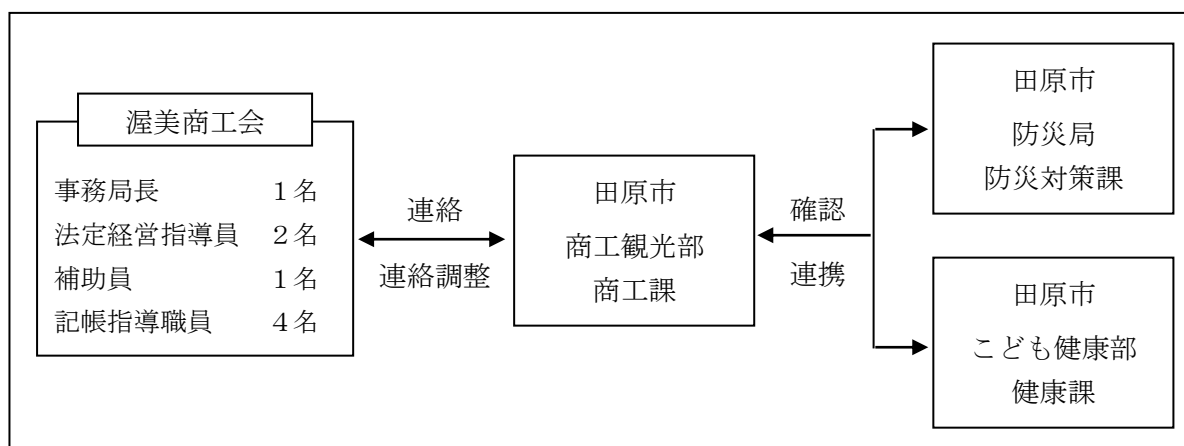
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 8 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 氏名：川口 和也 連絡先：TEL 0531-33-0441

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

渥美商工会

〒441-3613 愛知県田原市古田町宮ノ前 32 番地 6

TEL 0531-33-0441 / FAX 0531-34-3121 E-mail: info@atsumi.or.jp

②関係市町村

田原市 商工観光部 商工課

〒441-3421 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

TEL 0531-27-7331 / FAX 0531-27-7082 E-mail: shoko@city.tahara.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
セミナー開催費	100	100	100	100	100
印刷費、郵送料等	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、田原市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三河支店 豊橋支社 住所：〒440-8050 愛知県豊橋市大手町 92 あいおいニッセイ同和損保豊橋ビル 3 階 電話番号：050-3461-1032
連携して実施する事業の内容 ①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業者によるBCP策定の支援 ③BCP推進に向けた啓発活動（意識醸成） ④BCP取り組み状況のフォローアップ（更新の支援）
連携して事業を実施する者の役割 ①小規模事業者等へのハザード情報の提供 ②リスクファイナンスとして保険の活用・見直し等の相談対応 ③セミナー等における講師派遣の依頼、及び関連情報の提供 ④BCP策定ツールの提供、指導、及び助言
連携体制図等